

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口構造として令和6年1月1日現在の年少人口（0～14歳）は1,961人、生産年齢人口（15～64歳）は10,359人、老年人口（65歳以上）は4,882人である。また、本町の令和6年度の人口動態は124人の自然減、64人の社会増となっている。過去数年間の人口動態から鑑みると、町全体の人口は微増傾向ではあるが、高齢化が進行している状況にある。

過去4年間の大井町人口構造（各年1月1日現在） (人)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口	2,009	1,974	1,945	1,961
生産年齢人口	10,255	10,271	10,288	10,359
老年人口	4,781	4,834	4,859	4,882

本町内における産業構造については第一次産業が3.5%、第二次産業が26.7%、第三次産業が68.1%（令和2年国勢調査）であり、神奈川県平均及び全国平均と比較して第一次産業及び第二次産業の従事割合が高い状況である。

また、町内の第二次産業従事者2,214人のうち、従業員4人以上の事業者における従事者は523人（令和2年工業統計調査）であり、町内の事業者の殆どが中小企業に該当するものであり、その形態も家族経営が大多数を占めている。そのため、本町では高齢化や後継者不足に伴う中小企業事業者及び農業従事者の廃業も発生しており、今後深刻化することが見込まれるものである。

大井町産業構造割合（「分類不能の産業」を除いて算出）

	第一次産業	第二次産業	第三次産業
大井町	3.5%	26.7%	68.1%
神奈川県	0.9%	22.4%	76.7%
全 国	3.5%	23.7%	72.8%

（令和2年国勢調査）

（２）目標

本町の中小企業事業者に係る状況については前項のとおりであるが、こうした中、本町は本計画を策定し、先端設備の導入に取り組む事業者に対して「中小企業等経営強化法」に則り、固定資産税を減免することなどで、町内事業者の生産性の向上及び発展的な成長に寄与し、もって町内産業の活性化を期待するものである。具体的な数値目標として、町内の事業者が作成する先端設備導入計画を２年間で１０件以上認定するものとする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備導入計画の認定を受ける事業者の労働生産性（国が定める「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

本町の産業は、その種類が多岐に渡るため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備の全てとする。

３ 先端設備等の導入促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本町の産業は、町西側の平野部から東側の丘陵部まで様々な事業が広範に点在しているため、生産性向上の対象を特定の区域に限定することは適当ではない。したがって、本計画の対象区域は、本町の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本町の産業は、町西側の平野部では主に製造業、サービス業が、東側の丘陵部では農林水産業が主となる事業であり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種及び事業は全業種・全事業とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

本町が認定する、事業者の定める先端設備等導入計画の期間は３年間、４年間又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画において、次のとおり掲げる事項について認められる場合は、事業者の提出する先端設備等導入計画を認定しないものとする。

- ・先端設備の導入に当たって、人員削減を目的とした取組であると認められる場合
- ・公序良俗に反する取組、または反社会的勢力との関係が認められる取組の場合
- ・先端設備等導入計画を提出する事業者が町税及び公共料金等を滞納している場合

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。